

平成十四年国土交通省令第四号

小型船舶登録規則

小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）及び小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、小型船舶登録規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 登録の申請手続等（第三条—第九条）
- 第三章 原簿（第十条—第二十九条）
- 第四章 船体識別番号等（第三十条—第三十四条）
- 第五章 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施等（第三十五条—第三十七条）
- 第六章 国籍証明書（第三十八条—第四十五条）
- 第七章 雜則（第四十六条—第四十九条）

附則

（定義）この省令において「小型船舶」とは、小型船舶の登録等に関する法律（以下「法」とい

う。）第二条に規定する小型船舶をいう。

2 この省令において「船籍港」とは、小型船舶を通常保管する場所が所在する市町村（特別区を含む。）の名称をいう。

3 この省令において「地方運輸局長等」とは、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十一条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長（以下「運輸支局長等」という。）をいう。

4 前三項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び船舶安全法（昭和八年法律第十一号）並びにこれらに基づく命令において使用する用語の例による。

（適用除外）

第二条 法第二条第二号の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

- 一 推進機関を有する長さ三メートル未満の船舶であつて、当該推進機関の連続最大出力が二十馬力未満のもの
- 二 長さ十二メートル未満の帆船（国際航海に従事するもの、沿海区域を超えて航行するもの、推進機関を有するもの及び人の運送の用に供するものを除く。）
- 三 推進機関及び帆装を有しない船舶
- 四 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの
- 五 告示で定める水域のみを航行する船舶
- 六 前各号に掲げるもののほか、登録の必要性が乏しいものとして告示で定める船舶

第二章 登録の申請手続等

（臨時航行）

第三条 法第三条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 臨時航行許可証の交付を受けている場合
- 二 船舶安全法第十八条第一項第一号の国土交通省令で定める場合
- 三 法第六条第一項の規定に基づき船舶を提示するために船舶を航行させる場合（滅失した原簿の回復の申請）

第四条 小型船舶登録令（以下「登録令」という。）第五条第三項の規定により申請を行う場合は、申請書に法第七条（法第九条第三項、第十条第三項及び第十二条第二項において準用する場合を除く。）

その他の登録の存したことを証明する書面を添付しなければならない。

（登録の申請）

第五条 登録令第八条第一項の規定により登録の申請をする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を当該申請に係る小型船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等に提出しなければならない。

- 一 新規登録の申請 第一号様式
- 二 変更登録又は移転登録の申請 第二号様式
- 三 抹消登録の申請 第三号様式
- 四 滅失した登録の回復の申請 第四号様式
- 五 更正の登録の申請 第五号様式
- 六 登録の抹消（抹消登録を除く。）の申請 第六号様式
- 七 仮処分の登録に後れる登録の抹消の申請 第七号様式
- 八 抹消した登録の回復の申請 第八号様式

第六条 登録令第八条第一項第六号の規定により申請書に持分を記載した場合は、その事実を証明する書面を添付しなければならない。

（書面の提出）

第七条 登録令第十四条の国土交通省令で定める書面は、次のとおりとする。

（一般配置図）

二 船体中央横断面図

二 地方運輸局長等は、前項に規定する書面のほか必要な書面を求め、又は同項に規定する書面の一部についてその提出を免除することができる。

（測度等の準備）

第八条 登録令第十七条第一項第五号の国土交通省令で定める準備は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 新規登録の場合 法第六条第二項各号に定める事項（第二号、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）の確認に必要な準備

二 變更登録の場合 變更に係る事項の確認に必要な準備

（申請の却下事由）

第九条 登録令第十七条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、既に登録されている法第六条第二項各号（第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項とする。

（原簿の調製の方法）

第十条 登録令第四条第一項の国土交通省令で定める調製の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 原簿には、船舶番号記録部、表示部及び事項部を設け、表示部には表示番号欄を、事項部には順位番号欄を設けること。
- 二 船舶番号記録部には、船舶番号に関する事項及び登録年月日を記録すること。
- 三 表示部には、小型船舶の表示に関する事項及び登録年月日を記録すること。
- 四 事項部には、所有権に関する事項及び登録年月日を記録すること。

（滅失した原簿の回復）

第十二条 登録令第五条第四項の規定による登録の回復は、同条第二項の規定により告示された期間が満了した後に、滅失前の登録を記録することにより行うものとする。

二 地方運輸局長等は、登録の回復をする場合において、滅失前の登録について職権をもつて記録した事項があつたことを発見したときは、その事項を記録しなければならない。

（表示番号の記録）

第十三条 地方運輸局長等は、原簿の表示部に登録事項を登録した順序により、表示番号欄に表示番号を記録しなければならない。

(順位番号の記録)

第十三条 地方運輸局長等は、付記登録である場合を除き、原簿の事項部（以下「事項部」という。）に登録事項を登録した順序により、順位番号欄に順位番号を記録しなければならない。

第十四条 地方運輸局長等は、事項部に所有権の記録をする場合において、申請者の権利につき持分の定めがあるときは、その持分を記録しなければならない。

(債権者の代位による登録の方法)
第十五条 地方運輸局長等は、債権者の代位による登録をするときは、事項部に債権者の氏名又は

名称及び住所並びに代位の原因を記録しなければならない。
(変更された登録事項等の抹消記号の記録)

第十六条 地方運輸局長等は、変更又は更正の登録をしたときは、事項について抹消記号を記録しなければならない。

第十七条 行政区分画の名稱等の変更は、登録令第十八条に規定する場合には、原簿に記載された行政区分画又は二由の名稱等を記載する。

(登録の抹消の方法を更正すること)ができます。

第十九条 北洋道輸送長等は、登録の取消をするときは、登録の周囲及び登録を取消する旨を記録した後、抹消すべき登録について抹消記号を記録しなければならない。

第九条 地方運輸局長等は、登録令第二十二条第一項に規定する仮処分の登録をするときは、事項別に登録の原因並びに責務者の氏名又は名称及び住所を記録しなければならぬ。

第二十条 也方重輸司長等は、未消した登録の回復の登録をするときは、回復の原因及び登録を曰く抹消した登録の回復の方法

（予告登録の方法）
復する旨を記録した後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならない。

第二十一条 地方運輸局長等は、予告登録をするときは、事項部に訴えが提起された旨及びその年月日を記録しなければならない。

(登録年月日の記録)

なればならない。

いことを確認した年月日とする。

第二十三条 地方運輸局長等は、原簿に登録をしたときは、登録年月日を記録した部分に続けて分界記号を記録しなければならない。

第二十四条 法第六条第二項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
(船舶番号の基準)

一 船籍港の所在する都道府県の名称を表示する文字及びアラビア数字を組み合わせたものであること。

三二 重複したものがないこと。
船舶安全法第九条第一項の規定により船舶検査済票の交付を受けた小型船舶である場合にあ

第二十五条 法第七条（法第九条第三項、第十条第三項及び第十一條第二項において準用する場合を含む。）の通知は、第九号様式により行うものとする。

(船舶番号の表示方法)
第二十六条 法第八条（法第十一条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に

（職権による抹消登録の通知の方法）

第二十七条 法第十二条第三項の通知は、第十号様式により行うものとする。
 （登録事項証明書等の交付の申請書の記載事項）

第二十八条 登録事項証明書等の交付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

- 1 船舶番号又は船体識別番号
- 2 申請者の氏名又は名称及び住所
- 3 必要な登録事項証明書等の種類及び部数

前項の申請書は、第十一号様式によるものとする。

第二十九条 登録事項証明書等の様式は、次の各号に掲げる登録事項証明書等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 一部事項証明書 第十二号様式
- 2 全部事項証明書 第十三号様式
- 3 登録事項要約書 第十四号様式

第四章 船体識別番号等

(打刻の届出)

第三十条 法第十五条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、第十五号様式による届出書をその所在地を管轄する地方運輸局長等に提出しなければならない。

第二十一条 地方運輸局長等は、必要があると認めるときは、前項の届出をする者に対し、小型船舶又はその船体若しくはその推進機関の製造を業としていることを証明する書面の提出を求めることができる。（製造業者等による船体識別番号等の打刻）

第三十二条 法第十五条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 打刻する船体識別番号等
- 2 打刻の方法
- 3 打刻の位置

(輸入小型船舶の打刻の届出等)

第三十二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 打刻されている船体識別番号等
- 2 打刻の状況
- 3 輸入小型船舶の製造国名、製造業者名及び製造番号

法第十六条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

- 1 打刻を行おうとする事業場の名称及び所在地
- 2 小型船舶に係る事業内容

前項の申請書は、第十七号様式によるものとする。

- 一 小型船舶等の輸入を業としなくなつたとき。
- 二 法第十六条第三項において準用する法第五条第二項の規定に違反したとき。
- 三 法第十六条第三項において準用する法第五条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 四 法第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 法第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 六 法第十六条第二項の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 船体識別番号等が識別困難なものであるとき。
 - 二 船体識別番号等が視認の困難な場所に打刻されているとき。
 - 三 船体識別番号等が虚偽の陳述をしたとき。
 - 四 船体識別番号等に損傷のおそれがあるとき。
 - 五 地方運輸局長等は、必要があると認めるときは、第二項の申請を提出する。
 - 六 輸入を業とすることを証明する書面の提出を求めることができる。
- (打刻の塗抹等の許可)
- 第三十三条 法第十七条の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。
- 一 塗抹をする船体識別番号等
 - 二 塗抹の方法
 - 三 前項の申請書は、第十八号様式によるものとする。
- (譲渡証明書)
- 第三十四条 譲渡証明書は、譲渡人の押印がなされた上で、当該押印に係る印鑑であつて市町村長又は区長の証明を得たもの(譲渡人が法人であるときは、その代表者の印鑑であつて法人の登記に関し印鑑を提出した登記所の証明を得たもの)が添付されたものでなければならぬ。ただし、譲渡人が国若しくは地方公共団体であるときは又は地方運輸局長等がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 1 前項の印鑑は、市町村長、区長又は登記所の証明を得た日から三月以内のものでなければならぬ。
 - 2 権利につき持分の定めがあるときは、譲渡証明書は、その持分を記載したものでなければならぬ。
 - 3 諾渡証明書は、第十九号様式を標準とする。
- (機構が登録測度事務を行う場合における規定の適用)
- 第三十五条 法第十一條第一項の規定により機構が登録測度事務を行う場合における第五条、第七条第二項、第十一條第二項、第十二條から第二十一條まで、第二十二条第一項、第二十三条、第二十六条第一項、第二十八条第一項及び第三十四条第一項の規定の適用については、これらの規定中「地方運輸局長等」とあるのは、「機構」とする。
- 1 前項の場合において、登録測度事務を行ふ事務所の管轄区域は、船舶安全法施行規則第四十八条第二項の規定に基づき告示された管轄区域とする。
 - 2 (機構の登録測度事務の地方運輸局長等への引継ぎ等)
- 第三十六条 法第十四條第一項の規定により、国土交通大臣が登録測度事務の全部又は一部を行つこととした場合における同条第二項の公示は、次に掲げる事項について行ふものとする。
- 1 登録測度事務を行うこととなる地方運輸局長等
 - 2 地方運輸局長等が登録測度事務を行うこととなる区域
 - 3 地方運輸局長等が登録測度事務を行うこととなる範囲
 - 4 登録測度事務を開始する日
- 前項第四号に掲げる日以後においては、小型船舶の所在地が同項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶に係る同項第三号の範囲内の登録測度事務の申請は地方運輸局長等に対し、同号の範

国外の登録測度事務及び当該区域外に存する小型船舶に係る登録測度事務の申請は機構の事務所に對し、それぞれするものとする。

3 機構は、第一項第二号に掲げる区域内に小型船舶の所在地が存する小型船舶について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶の登録測度事務を同日前に開始していない場合においては、当該申請に係る申請書及び手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

4 機構は、国土交通大臣が自ら行うこととした登録測度事務を処理するために必要な書類を、国土交通大臣が登録測度事務を行わせることとした地方運輸局長等に送付しなければならない。

(地方運輸局長等の登録測度事務の機関への引継ぎ)

第三十七条 法第二十四条第二項の規定により、国土交通大臣が自ら行つて登録測度事務を行わないこととした場合における同項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

1 地方運輸局長等が登録測度事務を行わないこととする区域

2 地方運輸局長等が登録測度事務を行わないこととする範囲

3 登録測度事務を終了する日

4 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に小型船舶の所在地が存する小型船舶に係る登録測度事務の申請は、当該区域内の機関の事務所に對してするものとする。

3 地方運輸局長等は、第一項第三号に掲げる日以後において、前条第四項の規定により送付された書類を機関に返還しなければならない。

4 国土交通大臣が登録測度事務を行わせることとした地方運輸局長等は、第一項第三号に掲げる日以後において、前条第二項の規定により行つた登録測度事務に係る必要な書類を機関に送付しなければならない。

- (国籍証明書)
- 第三十八条 法第二十五条第一項の国土交通省令で定める船名の表示は、次に掲げるところによらなければならない。
- 1 漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字又はローマ字によること。
 - 2 明瞭かつ耐久的なものであること。
- 2 前項の表示は、両船側の船外から見やすい場所にしなければならない。ただし、両船側に表示することが困難な小型船舶については、地方運輸局長等が適當と認める場所に表示することができる。
- (国籍証明書の様式)
- 第三十九条 国籍証明書は、第二十号様式によるものとする。
- (国籍証明書の交付の申請)
- 第四十条 国籍証明書の交付を受けようとする小型船舶の所有者は、申請に係る船舶について、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。
- 1 船名
 - 2 船舶番号
 - 3 船舶の種類
 - 4 船籍港
 - 5 船舶の長さ、幅及び深さ
 - 6 総トン数
 - 7 船体識別番号
 - 8 推進機関を有するものにあつては、その種類及び型式
 - 9 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 10 代理人により申請をするときは、その氏名又は名称及び住所
 - 11 前項の申請書は、第二十一号様式によるものとする。
- 第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

			八 国籍証明書の検認
1 所有者の変更と当該変更ご半う去第六条第一項第一二号に掲げる事項の変更により、移転登記	二千百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検認を申請する場合にあっては、千九百五十円）	子情報処理組織を使用して交付、書換え又は再交付を申請する場合にあつては、三千五十円）	

第一号様式（第5条関係）

新規登録申請書

殿

申請者（新所有者等）

住 所：

氏名又は名称：印

申請代理人（代理申請の場合）

住 所：

氏名又は名称：

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により新規登録を申請します。

申請の年月日	年 月 日	船 舶 の 種 類	
船籍港	船舶の長さ、幅及び深さ	(長さ)	(幅)
総トン数		(深さ)	
推進機関の種類及び型式			
所有者の氏名又は名称及び住所			
持分の定めがあるときはその持分			
登録の原因及びその発生年月日			
測度等を受けようとする期日及び場所	(期日)	(場所)	
備考			

(注1) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。

(注2) 船舶の長さ、幅及び深さ並びに総トン数については、測度等の結果により、申請した数値とは異なる数値が登録されることがあります。

(日本産業規格A列4番)

第二号様式（第5条関係）

変更・移転登録申請書

殿

申請者

住 所：

氏名又は名称：印

申請代理人（代理申請の場合）

住 所：

氏名又は名称：

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により 変更登録 移転登録 を申請します。

申請の年月日	年 月 日	船体識別番号	
船 舶 番 号		船籍港	
登録義務者の氏名又は名称及び住所 (持分の定めがあるときはその持分)			
登録権利者の氏名又は名称及び住所 (持分の定めがあるときはその持分)			
登録の原因及びその発生年月日			
変更登録	登録名義人の氏名又は名称 及び住所	旧	
		新	
変更登録	船 舶 の 種 類		船籍港
	船舶の長さ、幅及び深さ	(長さ)	(幅)
総トン数	船体識別番号		推進機関の種類及び型式
登録の原因及びその発生年月日			
測度等を受けようとする期日及び場所	(期日)	(場所)	
備考			

(注1) 変更登録の場合限り、押印することを要しない。

(注2) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。

(注3) 申請の目的のうち、該当するもののチェック欄（「□」の部分）に「レ」を記載すること。

(注4) 船舶の長さ、幅及び深さ並びに総トン数については、測度等の結果により、申請した数値とは異なる数値が登録されることがあります。

(日本産業規格A列4番)

第三号様式（第五条関係）

抹消登録申請書

殿

申請者（現所有者等）

住 所：

氏名又は名称：

申請代理人（代理申請の場合）

住 所：

氏名又は名称：

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により抹消登録を申請します。

申請の年月日	年 月 日	船体識別番号	
船舶番号		船籍港	
所有者の氏名又は名称及び住所			
持分の定めがあるときはその持分			
登録の原因及びその発生年月日			
備考			

(注) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。

(日本産業規格A列4番)

第四号様式（第五条関係）

滅失した原簿の回復申請書

殿

申請者（所有者等）

住 所：

氏名又は名称：

申請代理人（代理申請の場合）

住 所：

氏名又は名称：

下記の船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により滅失した原簿の回復を申請します。

申請の年月日	年 月 日	船体識別番号		船舶番号	
船舶の種類			船籍港		
船舶の長さ、幅及び深さ	(長さ)	(幅)	(深さ)	総トン数	
推進機関の種類及び型式			登録年月日	年 月 日	
所有者の氏名又は名称及び住所					
持分の定めがあるときはその持分					
登録の原因及びその発生年月日					
備考					

(注) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。

(日本産業規格A列4番)

第五号様式（第5条関係）

更正の登録申請書

殿

申請者（登録権利者、登録名義人等）

住 所：

氏名又は名称：

申請者（登録義務者）

住 所：

氏名又は名称：

申請代理人（代理申請の場合）

住 所：

氏名又は名称：

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により更正の登録を申請します。

申請の年月日	年 月 日	船体識別番号	
船舶番号		船籍港	
所有者の氏名又は名称及び住所			
持分の定めがあるときはその持分			
更正箇所	更正前の内容	更正後の内容	
登録の原因			
備考			

(注) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。
(日本産業規格A列4番)

第六号様式（第5条関係）

登録の抹消申請書

殿

申請者（登録権利者等）

住 所：

氏名又は名称：

申請者（登録義務者等）

住 所：

氏名又は名称：

申請代理人（代理申請の場合）

住 所：

氏名又は名称：

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により登録の抹消を申請します。

申請の年月日	年 月 日	船体識別番号	
船舶番号		船籍港	
所有者の氏名又は名称及び住所			
持分の定めがあるときはその持分			
抹消すべき登録			
登録の原因			
備考			

(注) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。
(日本産業規格A列4番)

第七号様式 (第5条関係)

仮処分の登録に後れる登録の抹消申請書

殿

申請者(仮処分債権者等)

住 所:

氏名又は名称:

申請代理人(代理申請の場合)

住 所:

氏名又は名称:

下記の小型船舶について、小型船舶登録令第8条第1項の規定により仮処分の登録に後れる登録の抹消を申請します。

申請の年月日	年 月 日	船体識別番号	
船舶番号		船籍港	
所有者(仮処分債権者)の氏名又は名称及び住所			
持分の定めがあるときは、その持分			
仮処分債務者の氏名又は名称及び住所			
登録の原因			
備考			

(注) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。

(日本産業規格A列4番)

第八号様式 (第5条関係)

抹消した登録の回復申請書

殿

申請者(登録権利者等)

住 所:

氏名又は名称:

申請者(登録義務者等)

住 所:

氏名又は名称:

申請代理人(代理申請の場合)

住 所:

氏名又は名称:

申請の年月日	年 月 日	船体識別番号	
船舶番号		船籍港	
所有者の氏名又は名称及び住所			
持分の定めがあるときは、その持分			
回復すべき登録			
登録の原因			
備考			

(注) 申請者又は所有者が複数存在する場合は、当該申請書の各欄には1名についてのみ記載し、かつ、外何人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。

(日本産業規格A列4番)

第九号様式（第25条関係）

小型船舶登録事項通知書（新規登録、変更登録、移転登録）

(1/1)

船舶番号記録部

船舶番号

小型船舶の登録等に関する法律の規定に基づき、
したので通知します。

年 月 日に下記内容の登録を行いま

年 月 日

表示部（小型船舶の表示に関する事項）

船舶の種類	船籍港	船舶の長さ	船舶の幅	船舶の深さ
総トン数	船体識別番号	推進機関の種類及び型式	新規登録年月日(原簿調製年月日)	

事項部（所有権に関する事項）

[注意事項]

申請された登録事項等と相違していないことを確認してください。もし相違しているときは直ちに申し出てください。
通知された船舶番号を船体に表示してください。

(日本産業規格 A列4番)

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

第十号様式（第27条関係）

小型船舶登録事項通知書（抹消登録）

(1/1)

船舶番号記録部

船舶番号

小型船舶の登録等に関する法律の規定に基づき職権により、
録の抹消を行いましたので通知します。

年 月 日に下記内容の登

年 月 日

表示部（小型船舶の表示に関する事項）

船舶の種類	船籍港	船舶の長さ	船舶の幅	船舶の深さ
総トン数	船体識別番号	推進機関の種類及び型式	新規登録年月日(原簿調製年月日)	

事項部（所有権に関する事項）

(日本産業規格 A 列 4 番)

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登録事項証明書等交付申請書

年 月 日

四

申請者

住 所
氏名又は名称

小型船舶登録規則第28条の規定により下記の小型船舶に係る登録事項証明書等について、交付を請求します。

船舶番号又は 船体識別番号	
<p>登録事項証明書等の種類及び必要部数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 必要な証明書の番号に○をし、必要部数を記入してください。 </div>	<p>1. 小型船舶登録規則第29条第1号による証明書 (一部事項証明書) 必要部数 [] 部</p> <p>2. 小型船舶登録規則第29条第2号による証明書 (全部事項証明書) 必要部数 [] 部</p> <p>3. 小型船舶登録規則第29条第3号による証明書 (登録事項約書) 必要部数 [] 部</p>
備考	

(日本産業規格A列4番)

第十二号様式（第29条関係）

小型船舶登録原簿の一部事項証明書

(1/1)

船舶番号記録部

船舶番号

これは小型船舶の登録原簿に記録されている事項の一部を証明した書面である。

年 月 日

表示部（小型船舶の表示に関する事項）

船舶の種類	船籍港	船舶の長さ	船舶の幅	船舶の深さ
総トン数	船体識別番号	推進機関の種類及び型式	新規登録年月日(原簿調製年月日)	

事項部（所有権に関する事項）

(日本産業規格 A列4番)

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

第十三号様式（第29条関係）

小型船舶登録原簿の全部事項証明書

(1/3)

これは小型船舶の登録原簿に記録されている事項の全部を証明した書面である。

年 月 日

船舶番号記録部

(日本産業規格 A 列 4 番)

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

小型船舶登録原簿の全部事項証明書

(2/3)

表示部（小型船舶の表示に関する事項）

(日本産業規格 A列4番)

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

小型船舶登録原簿の全部事項証明書

(3/3)

事項部（所有権に関する事項）

(日本産業規格 A 列 4 番)

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

第十四号様式（第29条関係）

小型船舶の登録事項要約書

1/1

年 月 日

(日本産業規格 A 列 4 番)

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

第十四号様式（第29条関係）

第十五号様式 (第三〇条関係)

小型船舶の船体識別番号等の打刻届出書

殿

年 月 日

届出者

住 所 :

氏名又は名称 :

小型船舶の登録等に関する法律
 第15条第2項
 第16条第8項 の規定により船体識別番号等の打刻について
届け出ます。

船体識別番号	
推進機関の型式	
打刻の方法	
打刻の位置	
備考	

(日本産業規格A列4番)

第十六号様式 (第三〇条関係)

輸入小型船舶の船体識別番号等の打刻状況届出書

殿

年 月 日

届出者

住 所 :

氏名又は名称 :

小型船舶の登録等に関する法律第16条第1項の規定により船舶識別番号等の打刻状況について、届け出ます。

船体識別番号	推進機関の型式	打刻の状況	製造国名	製造業者名	製造番号	備考

(日本産業規格 A列4番)

第十七号様式(第32条関係)

輸入業者指定申請書

殿

年 月 日

申請者

住 所:

氏名又は名称:

小型船舶登録規則第32条第2項の規定により輸入事業者の指定を申請します。

事業場の名称及び所在地	
小型船舶に係る 事業内容	
備考	

(日本産業規格A列4番)

第十八号様式(第33条関係)

船体識別番号等の塗抹許可申請書

殿

年 月 日

申請者

住 所:

氏名又は名称:

小型船舶登録規則第33条第1項の規定により船体識別番号等の塗抹の許可を申請します。

船体識別番号	
推進機関の型式	
塗抹を要する理由	
塗抹の方法	
備考	

(日本産業規格A列4番)

第十九号様式 (第3・4条関係)

讓渡證明書

次の小型船舶を譲渡したことを証明する

譲渡年月日	船体識別番号	推進機関の種類及び型式

【譲渡人】(注)複数人で所有し、譲渡する場合は持分の欄に持分を記入してください。

氏名又は名称及び住所	持 分	譲渡印

【譲受人】(注)複数人で譲受する場合は持分の欄に持分を記入してください。

氏名又は名称及び住所	持 分

第二十号様式 (表) (第3・9条関係)

紋章

国籍證明書
Certificate of Vessel's Nationality

第 号

船名 Name of Vessel	船舶番号 Official Number	船舶の種類 Type of Vessel	船籍港 Port of Registry
船舶の長さ Length	船舶の幅 Breadth	船舶の深さ Depth	
メートル Metres	メートル Metres	メートル Metres	
総トン数 Gross Register Tonnage	船体識別番号 Hull Identification Number	推進機関の種類及び型式 Type of Engine	
トン Tons			
所 有 者 Owners			
<p>この証明書に記載された事項はいずれも正確であり、本船舶は日本国の国籍を有することを証明する。 This is to certify by the authority of the Japanese government that the items mentioned in this certificate is correct in all respects and that the above-mentioned vessel is granted the right to fly the Japanese flag.</p>			
年 月 日交付 Date of Issue _____			
Authority Japanese Government		交付官庁 日本国	
地方運輸局長 地方運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 沖縄総合事務局運輸事務所長 (印章)			

(日本産業規格A列4番)

第二十号様式（裏）（第39条関係）

検認欄／Verification of this certificate			
	検認を行った年月日 Date of verification	次回検認期日 Date of next verification	検認印 Seal
1	年　月　日	年　月　日まで	
2	年　月　日	年　月　日まで	
3	年　月　日	年　月　日まで	
4	年　月　日	年　月　日まで	
5	年　月　日	年　月　日まで	
6	年　月　日	年　月　日まで	
7	年　月　日	年　月　日まで	
8	年　月　日	年　月　日まで	
9	年　月　日	年　月　日まで	
10	年　月　日	年　月　日まで	

（日本産業規格A列4番）

第二十一号様式（第40条関係）

国 稽 証 明 書 交 付 申 請 書

年　月　日

地方運輸局長
地方運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

申請者
住 所：
氏名又は名称：

下記の船舶について、小型船舶登録規則第40条第1項の規定により、国籍証明書の交付を申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶の種類		船 籍 港	
船舶の長さ、幅及び深さ	(長さ)	(幅)	(深さ)
総 ト ン 数		船 体 識 別 番 号	
推進機関の種類及び型式			
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所			
代理人の氏名又は名称及び住所			

（日本産業規格A列4番）

備考 1 所有者が複数存在する場合は、所有者の氏名又は名称の欄及び所有者の住所の欄（所有者本人の申請においては申請者の氏名又は名称の欄及び住所の欄も含む。）には1名についてのみ記載し、かつ、所有者の氏名又は名称の欄（所有者本人の申請においては申請者の氏名又は名称の欄も含む。）には外国人と付記し、その他の者の記載においては、適宜別紙に記載すること。
 2 船名が漢字、平仮名、片仮名の場合にはふりがなをローマ字にて付記すること。
 3 船籍港の欄、所有者の氏名又は名称の欄及び所有者の住所の欄には、ふりがなをローマ字にて付記すること。

第二十二号様式（第41条関係）

国籍証明書書換え申請書

年月日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

殿

申請者

住所：

氏名又は名称：

下記の船舶について、小型船舶登録規則第41条第2項の規定により、国籍証明書の書換えを申請します。

船名	船舶番号		
船舶の種類	船籍港		
船舶の長さ、幅及び深さ	(長さ)	(幅)	(深さ)
総トン数	船体識別番号		
推進機関の種類及び型式			
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所			
代理人の氏名又は名称及び住所			
変更箇所及びその内容	変更箇所		
	変更内容		

(日本産業規格A列4番)

備考 1 所有者が複数存在する場合は、所有者の氏名又は名称の欄及び所有者の住所の欄（所有者本人の申請については申請者の氏名又は名称の欄及び住所の欄も含む。）には1名についてのみ記載し、かつ、所有者の氏名又は名称の欄（所有者本人の申請については申請者の氏名又は名称の欄も含む。）には外人名と付記し、その外の者の記載については、適宜別紙に記載すること。

2 船名が漢字、平仮名、片仮名の場合にはふりがなをローマ字にて付記すること。

3 船籍港の欄、所有者の氏名又は名称の欄及び所有者の住所の欄には、ふりがなをローマ字にて付記すること。

第二十三号様式（第42条関係）

国籍証明書再交付申請書

年月日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

殿

申請者

住所：

氏名又は名称：

下記の船舶について、小型船舶登録規則第42条第2項の規定により、国籍証明書の再交付を申請します。

船名	船舶番号		
船舶の種類	船籍港		
船舶の長さ、幅及び深さ	(長さ)	(幅)	(深さ)
総トン数	船体識別番号		
推進機関の種類及び型式			
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所			
代理人の氏名又は名称及び住所			
再交付を申請する理由			

(日本産業規格A列4番)

備考 1 所有者が複数存在する場合は、所有者の氏名又は名称の欄及び所有者の住所の欄（所有者本人の申請については申請者の氏名又は名称の欄及び住所の欄も含む。）には1名についてのみ記載し、かつ、所有者の氏名又は名称の欄（所有者本人の申請については申請者の氏名又は名称の欄も含む。）には外人名と付記し、その外の者の記載については、適宜別紙に記載すること。

2 船名が漢字、平仮名、片仮名の場合にはふりがなをローマ字にて付記すること。

3 船籍港の欄、所有者の氏名又は名称の欄及び所有者の住所の欄には、ふりがなをローマ字にて付記すること。

4 再交付を申請する理由の欄には、「滅失」「損傷」等を記載する。

第二十四号様式（第43条関係）

第二十四号様式（第43条関係）

国籍証明書検認申請書

年月日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

申請者

住所：

氏名又は名称：

下記の船舶について、小型船舶登録規則第43条第1項の規定により、国籍証明書の検認を申請します。

船名	船舶番号		
		船籍港	
船舶の長さ、幅及び深さ	(長さ)	(幅)	(深さ)
総トン数	船体識別番号		
推進機関の種類及び型式			
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所			
代理人の氏名又は名称及び住所			

(日本産業規格A列4番)

備考 1 所有者が複数存在する場合は、所有者の氏名又は名称の欄及び所有者の住所の欄（所有者本人の申請においては申請者の氏名又は名称の欄及び住所の欄も含む。）には1名についてのみ記載し、かつ、所有者の氏名又は名称の欄（所有者本人の申請においては申請者の氏名又は名称の欄も含む。）には外個人と付記し、その他の者の記載については、適宜別紙に記載すること。
 2 船名が漢字、平仮名、片仮名の場合にはふりがなをローマ字にて付記すること。
 3 船籍港の欄、所有者の氏名又は名称の欄及び所有者の住所の欄には、ふりがなをローマ字にて付記すること。

第二十五号様式（第46条関係）

第二十五号様式（第46条関係）（表）

第号

身分証明書

所属及び職名
氏名

小型船舶の登録等に関する法律第二十八条の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。

年月日発行
年月日限り有効

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

印

（裏）

小型船舶の登録等に関する法律抜粋 (報告徵収及立入検査)
第二十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、小型船舶の所有若しくは業務に関し報告をさせ、又はその職員に、次に掲げる者の事務所その他の事業場若しくは当該船舶の所在すると認める場所に立ち入り、当該船舶、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せざることができる。 一 当該船舶の所有者 二 第十五条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）又は第十六条第一項の規定により届出をした者 2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員はその身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 十二 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(日本産業規格B列8番)

第二十六号様式（第47条関係）

手数料納付書

年月日

地 方 運 輸 局	長
運 輸 監 理 部	長
地 方 運 輸 局 運 輪 支 局	長
地 方 運 輪 局 海 事 事 務 所	長
運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所	長
地方運輸局運輸支局海事事務所長	長
沖 縄 総 合 事 務 局	長
沖縄総合事務局運輸事務所長	長

殿

申請者

住 所：
氏名又は名称：

下記の申請について手数料を納付します。

1 申請事項

2 金額

3 備考

取 入 印 紙
